

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八号）  
（経済産業省）

- 一 関係政令の整備等関係
  - 1 特許法施行令において、在外者が特許出願等の手続を自ら行う場合等、在外者の手続の特例に関する所要の規定を整備することとした。（第一条関係）
  - 2 特許法等関係手数料令において、特許出願（外国語書面出願を含む。）をする者が納付すべき手数料等を引き下げる等とした。（第二条関係）
  - 3 特許登録令等の関係政令において、手続期間の救済等に関する規定の整備等、特許法条約の実施のための所要の規定を整備することとした。（第三条、第四条及び第五条関係）
  - 4 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令において、国際出願に係る手数料を改定すること等とした。（第六条関係）
  - 5 弁理士法施行令において、弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類に明細書等補完書（明細書について補完するものに限る。）を追加すること等とした。（第七条関係）
  - 6 産業構造審議会令において、知的財産分科会の所掌事務に意見聴取に関する付議事項を追加することとした。（第一〇条関係）
- 二 その他  
その他所要の規定の整理を行うこととした。（第八条及び第九条関係）
- 三 附則関係
  - 1 特許法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五五号。以下「改正法」という。）の施行前における特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号までの規定により納付すべきであった手数料等に関し所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）
  - 2 関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第四条、第五条及び第六条関係）
  - 3 この政令は、改正法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行することとした。

◇労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（厚生労働省）

- 1 労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金及び傷病年金と同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金が併給される場合に、労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金及び傷病年金に乘じる率について、〇・八八とすることとした。（第四条関係）
- 2 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
- 3 この政令は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

政令

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第三項及び第九項、第三条第三項並びに第十四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第十条）

第二章 経過措置（第十一条―第十五条）

附則

第一章 関係政令の整備

（独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令の廃止）

第一条 独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）は、廃止する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。  
第十四条中、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を削る。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二十一号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号。次号において「大学評価・学位授与機構法改正法」という。）による改正前の独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号。以下「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構法」という。）第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構を含む。）の」に改め、